

## 三次市測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格 制度の導入について

### [目的]

令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要として、調査・設計の品質確保として、公共工事に関する調査等（測量、地質調査、その他の調査業務（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付けがなされました。

これを受け、建設工事と同様に、ダンピング受注による品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化等を未然に防止することを目的として、令和3年度から「測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格」を導入します。

### [算定方法]

- 1 次の表の業種区分ごとに最低制限価格を算出し、設定範囲内でその都度最低制限価格を設定します。

#### (1) 設計金額（税込）1,000万円未満

種別	算出式	設定範囲
測量業務	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 0.48	60%～82%
建築関係業務	直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 × 0.60 + 諸経費 × 0.60	60%～80%
土木関係業務	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 0.90 + 一般管理費等 × 0.48	60%～80%
地質調査業務	直接調査費 + 間接調査費 × 0.90 + 解析等調査業務費 × 0.80 + 諸経費 × 0.48	2/3～85%
補償業務	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 0.90 + 一般管理費等 × 0.45	60%～80%

※算出した金額の千円未満は、端数切捨てとする。

(2) 設計金額（税込）1,000 万円以上

種 別	算 出 式	設定範囲
測量業務	$(\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 0.48) \times 0.95$	60%～82%
建築関係業務	$(\text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 0.60 + \text{諸経費} \times 0.60) \times 0.95$	60%～80%
土木関係業務	$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.90 + \text{一般管理費等} \times 0.48) \times 0.95$	60%～80%
地質調査業務	$(\text{直接調査費} + \text{間接調査費} \times 0.90 + \text{解析等調査業務費} \times 0.80 + \text{諸経費} \times 0.48) \times 0.95$	2/3～85%
補償業務	$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.90 + \text{一般管理費等} \times 0.45) \times 0.95$	60%～80%

※算出した金額の千円未満は、端数切捨てとする。

- 2 上記表に掲げる 2 以上の業種から構成されている業務の最低価格は、それぞれの業務区分ごとに算出した額の合計額とします。

**[対象業務]**

原則、競争入札に付す全ての業務を対象とします。ただし、積算基準に沿って作成されていない設計等（見積を徴取し、見積により作成された設計書など）、算定式に当てはまらない業務は対象外とします。

**[最低制限価格等の公表]**

最低制限価格の公表は建設工事と同様に、事後公表とし（落札者が決定した場合）、予定価格及び最低制限価格の算定方法は事前に公表するものとします。

なお、最低制限価格を下回った入札は、無効とします。

**[入札参加者への周知]**

指名通知書により、最低制限価格の設定の有無を入札参加者に周知します。

**[制度適用]**

令和 3 年 4 月 1 日以降、指名通知分から適用します。